

景観計画区域内における行為の届出マニュアル (大規模建築物等の届出)



はじめに

本マニュアルにおいては、以下の名称を使用します。
 「法」・・・景観法
 「条例」・・・静岡市景観条例
 「規則」・・・静岡市景観条例等施行規則

- 良好な景観形成を推進するため、周辺の景観に大きな影響を及ぼすおそれがある大規模建築物等の建築行為を行う場合については、「静岡市景観計画」第3章に定める景観形成基準に基づき規制と誘導を図ります。
- また、一定規模以上の建築物や工作物の新築、増築、外観の変更等については、事前に届出が必要となります。さらに、行為の完了の際には、完了の届出が必要となります。また、計画の変更の際には、事前に変更の届出が必要となります。
- 本書は、届出に関する手続きなどを中心にまとめたマニュアルです。
景観形成の方針や基準を確認する際には、「静岡市景観計画」をご覧ください。

1.地区の区分

2.届出の対象

3.色彩の基準

4.手続きフロー

5.各種手続き

6.必要書類

7.記入例

静岡市景観計画



こちらが「静岡市景観計画」です。
 「静岡市景観計画」には、景観形成の方針や守らなければならない景観形成の基準などが書かれています。

マニュアルと共に「静岡市景観計画」も
 ご一読いただき、市民と事業者、行政が一体となって
 良好な景観形成を推進しましょう！



検索キーワード

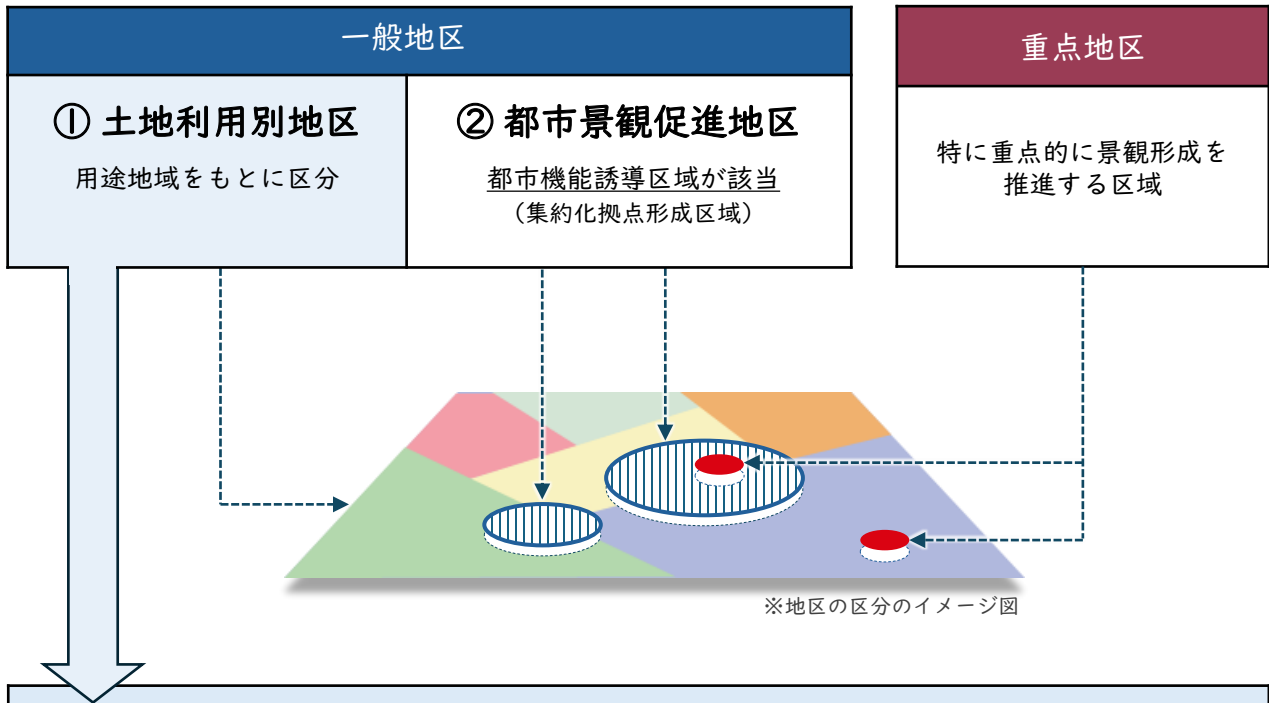
「静岡市景観計画」
QRコード

静岡市景観計画

検索

1. 景観計画における地区の区分

静岡市では、『一般地区』として市内全域を「土地利用別地区」、「都市景観促進地区」に区分しています。また、特に重点的に景観形成に取り組むべき地区は『重点地区』としてさらに区分しています。



土地利用別地区の区分																			
対象となる区域 ゾーン名	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域		第二種住居地域		準住居地域	近隣商業地域		商業地域	準工業地域		工業地域		工業専用地域	市街化調整区域	都市計画区域外	
				前面道路幅員が20m		前面道路幅員が20m			前面道路幅員が20m			前面道路幅員が20m		前面道路幅員が20m					うち臨港地区
				未 満	以 上	未 満	以 上		未 満	以 上		未 満	以 上	未 満	以 上				
住居系市街地ゾーン	●	●	●	○		○													
商業系市街地ゾーン									○		●								
工業系市街地ゾーン												○		○		●	●		
沿道系市街地ゾーン					○		○	●		○			○		○				
田園・緑地景観ゾーン																	●		
自然景観ゾーン																		●	

●：前面道路の幅員に関係なく該当 ○：該当

敷地が複数の地区にまたがっている場合は都市景観推進係までお問合せください。

TEL:054-221-1049



QRコード



検索キーワード

静岡市景観計画

検索

※詳細は「静岡市景観計画」の第3章をご覧ください。

地区の区分の概要図は以下の通りです。



清水港・みなと色彩計画について

その他、清水港周辺は「清水港・みなと色彩計画」という独自の計画がございます。

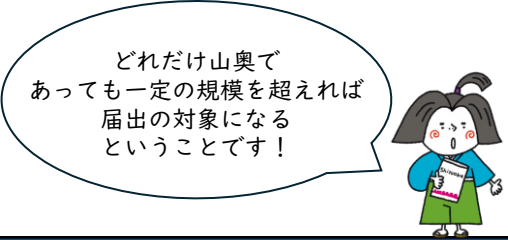
この計画の区域に当てはまる場合は、届出の前に「清水港・みなと色彩計画推進協議会」と計画・色彩等をご協議ください。

連絡先 清水みなと振興課 TEL:054-354-2432



2. 届出の対象になる規模・行為

一定の規模を超える建築物・工作物は市内全域で届出の対象となります。



届出の対象となる規模・行為は下記のとおりです。

	建 築 物	工 作 物
建築物・工作物の定義	土地に定着する屋根及び柱もしくは壁を有するもの（建築基準法第2条第1号） ※確認申請の有無は問いません	次に掲げるもの（規則第4条） (1) 建築物に該当しない門、塀、垣、柵 (2) 擁壁 (3) 高架水槽、冷却塔、サイロ (4) 煙突、排気塔 (5) 記念塔 (6) 電波塔 (7) 屋外タンク (8) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋 (9) 建築物に該当しない車庫 (10) 自動販売機 (11) 土地に自立して設置する太陽光発電設備 ※その他(1)～(11)に類するもの
届出の対象となる規模	①高さ 商業系・工業系用途地域 左記以外の区域 15mを超えるもの 10mを超えるもの ②面積 敷地内の地階を除く延べ面積の合計が1,000㎡を超えるもの ①②どちらかに該当すれば届出対象です	煙突、記念塔、電波塔等 上記(1)～(10)に該当する工作物 10mを超えるもの ※増築の場合は増築後の高さ 建築物に設置する場合 設置面から10mを超えるもの 太陽光発電設備 上記(11)に該当する工作物 敷地面積が1,000㎡を超えるもの ※土地に自立していないものや、屋根に設置したもの等は対象外
届出が必要な行為	○ 新築 ○ 増築、改築、移転 …床面積の合計が10㎡を超えるもの ○ 外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更） …変更部分の見付面積が50㎡を超えるもの	○ 新設、増築、改築、移転 ○ 外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更） …変更部分の見付面積が10㎡を超えるもの

※重点地区景観計画（宇津ノ谷地区、日の出地区、駿府城公園周辺地区、三保半島地区、御幸通り周辺地区、東静岡駅周辺地区）内は基準が異なります。詳細は市HPをご覧ください。担当までお問い合わせください。

※当初の届出から計画が変更となった場合は、事前に変更の届出が必要になります。（6～7ページ参照）

3. 色彩の基準

景観計画では、地区ごとに景観形成方針と景観形成基準（行為の制限）を定めています。
詳細につきましては静岡市景観計画の第3章をご覧ください。
色彩の制限につきましては下記のとおりです。

① 土地利用別地区の色彩基準

(1) 建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R (0YR) ~ 4.9YR	8未満の場合	6以下
2.6Y ~ 5Y	8以上の場合	4以下
5YR ~ 2.5Y	8未満の場合	6以下
	8以上の場合	4以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	制限なし	0

(2) 建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R (0YR) ~ 5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

(3) 工作物の外観

ア 住居系、商業系、工業系及び沿道系市街地景観ゾーン

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	6以下
無彩色		0

イ 田園・緑地及び自然景観ゾーン

色相	明度	彩度
10R (0YR) ~ 5Y	制限なし	6以下
上記以外の有彩色		4以下
無彩色		0

② 都市景観促進地区の色彩基準

(1) 建築物の外壁

色相	明度	彩度	
		静岡駅・清水駅 東静岡駅・駿河区役所	草薙駅 安倍川駅
10R（0YR）～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下	3以下
	8以上の場合	2以下	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下	4以下
	8以上の場合	3以下	2以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下	1以下
	8以上の場合	1以下	
無彩色	制限なし	0	

(2) 建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R (0YR) ~ 5Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

(3) 工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

この冊子は一般地区のマニュアルです。
重点地区は色彩基準が異なりますので
ご注意ください。



「重点地区の概要」
QRコード

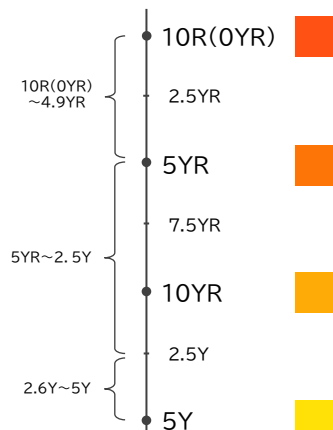


検索キーワード

静岡市 景観 重点地区

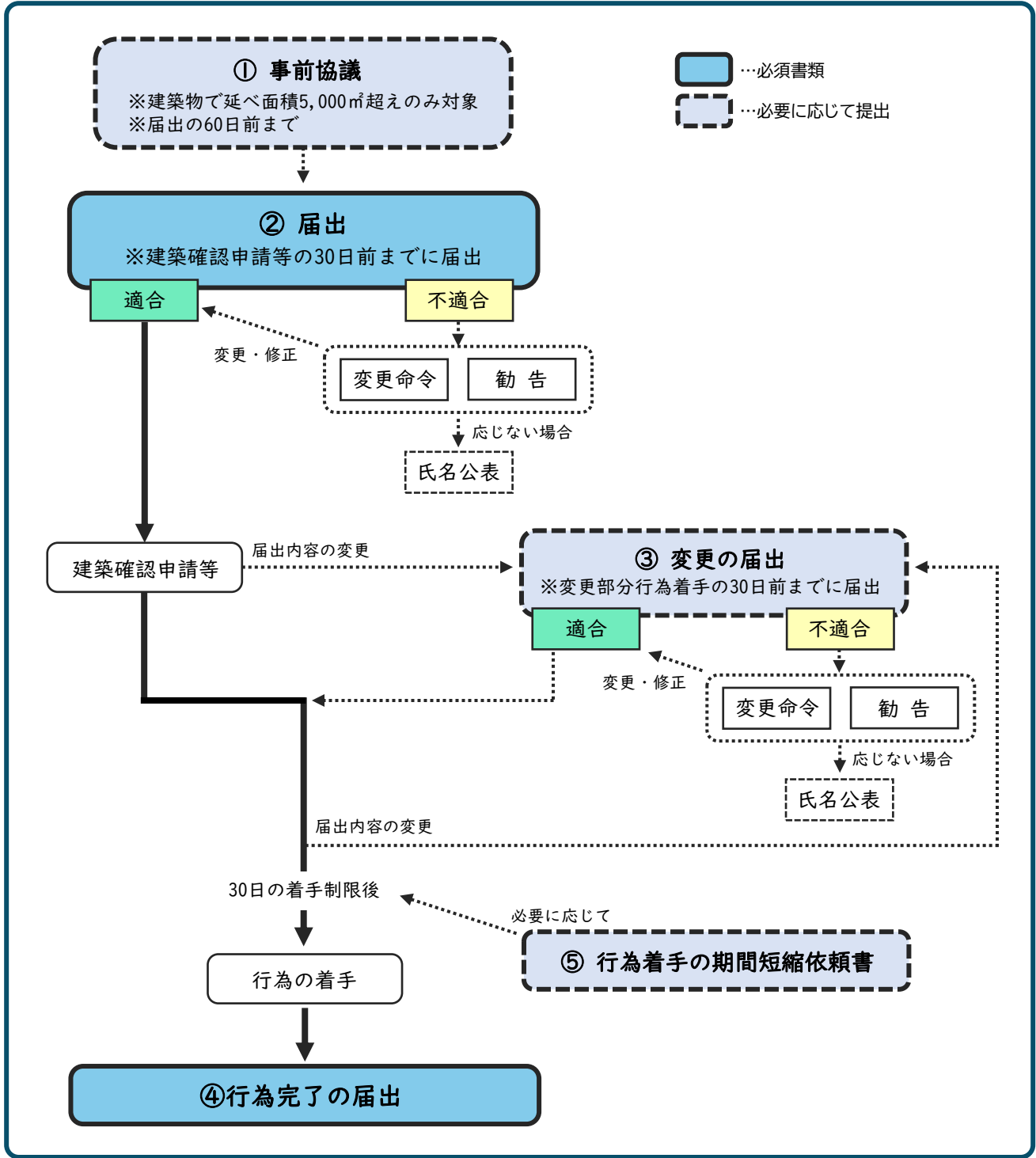
検索

色相グラフ



4. 手続きのフロー

届出等のおおまかな流れは以下のとおりです。



②③にて届出された行為について、
景観計画との適合や良好な景観形成を推進するため、
外壁・屋根の色彩や敷地内の緑化などについて
景観協議をさせていただく場合があります。

5. 手続きの種類 例

① 事前協議（延べ面積5,000㎡を超える建築物の場合のみ）

届出対象行為のうち、建築物で届出対象となる部分（既存部分は含みません）の延べ面積が5,000㎡以上の場合、「②届出」の60日前までに事前協議をお願いします。

事前協議の際は8ページ「6. 届出に必要な書類」をご提示ください。ただし、設計途中等ですべての書類が完成していない場合は、その時点で作成できている書類をご提示ください。

② 届出（法第16条第1項）

届出対象行為は、建築確認申請等の30日前まで（建築確認申請等を要しない場合は、行為の着手の30日前まで）に、市長へ届出書の提出（様式第1号）が必要です。

また、景観形成基準（行為の制限）に適合しない場合は、市長は、必要に応じて勧告や変更命令を行います。

③ 変更の届出（法第16条第2項）

届出内容を変更しようとするときは、変更部分に着手する30日前までに「景観計画区域内における行為の変更届出書」（様式第3号）の提出が必要です。

当初の届出に添付した図書のうち、変更に係るものを添付してください。

④ 行為完了の届出（条例第14条）

行為を完了したときは、遅滞なく「景観計画区域内における行為の完了届出書」（様式第4号）の提出が必要です。

完了届出には、届出のとおり行為を完了したことがわかる写真を添付して下さい。2方向以上の写真が必要ですが、場合によっては追加で別方向からの写真を依頼する可能性があります。

⑤ 行為着手の期間短縮依頼書（法第18条第2項）

届出から行為着手までの期間は、短縮することもできます。

期間短縮を行いたいときは、届出書と合わせて短縮依頼書を提出して下さい。

検索キーワード

静岡市 景観届 様式

検索

QRコード



1地区の区分

2届出の対象

3色彩の基準

4手続きフロー

5各種手続き

6必要書類

7記入例

建築物の場合

届出様式

● 届出書＋建築物別の概要（様式第1号）

「建築物別の概要」は、建築物の規模にかかわらず敷地内の建築物の棟数分必要です。

カーポート、駐輪場、倉庫などの小さな建築物も棟ごとに必要です。



届出書

+

建築物別の概要

● 景観チェックリスト（様式第2号）

土地利用別地区と都市景観促進地区で使用する様式が異なるためご注意ください。

届出書と景観チェックリストは静岡市ホームページからダウンロード可能です。

景観チェックリスト

土地利用別地区
チェックリスト

または

都市景観促進地区
チェックリスト

添付書類

● 付近見取図（縮尺1：2500程度）

● 配置図（縮尺1：100程度）

- 縮尺、方位、敷地境界線、建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員を明示してください。

● 周辺状況写真

- 建築する場所だけでなく、敷地の周辺状況がわかるものを添付してください。
- 付近見取図もしくは配置図に撮影場所及び撮影方向を記入してください。

● 着色立面図（縮尺1：50程度）

- 原則4面とし、マンセル値、最高高さ、縮尺を記入してください。
- 駐輪場やポンプ室など、小規模の建築物についても添付してください。
- やむを得ない場合はカタログ等で代用も可能です。
- アクセント色がある場合は算定根拠（計算式）を記入してください。

【その他の添付図面・添付資料 例】

届出書や建築物別の概要、景観チェックリスト等の内容が確認できる書類を添付してください。

● 平面図

配置図で以下が表現出来ない場合は添付してください。

● 外構図

- 受水槽やガスバルク、室外機、ダストボックス、フェンス等の位置。
- 緑化率やシンボルツリーの植栽。 等

● 屋根伏図

- 仕上げ材、マンセル値等、着色立面図で表現出来ない場合は添付してください。

● カラーパース

- 着色立面図で表現出来ない場合は添付してください。

● カタログ

- 駐輪場やフェンスなど、メーカー製品を使用する場合は添付してください。

8

工作物の場合

検索キーワード

静岡市 景観届 様式

検索

QRコード



届出様式

● 届出書＋工作物別の概要（様式第1号）

届出書と景観チェックリストは静岡市ホームページからダウンロード可能です。



+

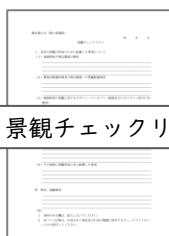


● 景観チェックリスト（様式第2号）

パターン1

対象：

擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔、携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備の場合



景観チェックリスト

+

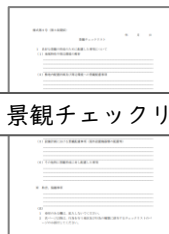


工作物の
チェックリスト

パターン2

対象：

パターン1以外の工作物
サイロなど



景観チェックリスト



土地利用別地区
チェックリスト

または

都市景観促進地区
チェックリスト

添付書類

● 付近見取図（縮尺1：2500程度）

● 配置図（縮尺1：100程度）

・縮尺、方位、敷地境界線、工作物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員を明示してください。

● 周辺状況写真

・建設する場所だけでなく、敷地の周辺状況がわかるものを添付してください。
・付近見取図もしくは配置図に撮影場所及び撮影方向を記入してください。

● 着色立面図（縮尺1：50程度）

・原則4面とし、マンセル値、最高高さ、縮尺を記入してください。

【その他の添付図面・添付資料 例】

届出書や工作物別の概要、景観チェックリスト等の内容が確認できる書類を添付してください。

● カタログ

・太陽光パネルやフェンスなど、メーカー製品を使用する場合は添付してください。

1/地区の区分

2/届出の対象

3/色彩の基準

4/手続きフロー

5/各種手続き

6/必要書類

7/記入例

7. 記入例

建築物、工作物パターン2の場合

1/地区の区分

2/届出の対象

3/色彩の基準

4/手続きフロー

5/各種手続き

6/必要書類

7/記入例

様式第1号（第3条関係）

景観計画区域内における行為の届出書

令和2年3月1日

建築確認申請等の30日以上前に届けてください。
（建築確認申請等を要しない場合は工事着手の30日以上前）

「届出者」は、建築主や所有者など、当該行為を行い維持管理の責任を負う者としてください。
※設計者・工事請負者は不可

住所 静岡市葵区追手町5番1号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 静岡 太郎
電話 054-221-1049

押印不要

「用途地域」「都市機能誘導地区」「景観計画重点地区」は、静岡市HPから確認できます。
（3ページ参照）

用途地域をまたがっている場合は両方の地域を記入してください。

建築物等の名称	(仮称)〇〇〇〇事務所棟		
行為の場所等	地名地番	静岡市葵区紺屋町〇番〇号	
	用途地域	☒ 市街化区域（第一種住居地域） ☐ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区域外	
	都市機能誘導区域（集約化拠点形成区域）	☐ 区域内（ ）地区 ☒ 区域外	
景観計画の地区等	景観計画重点地区	— 地区	
	一般地区	土地利用別地区	☒ 住居系市街地景観ゾーン ☐ 商業系市街地景観ゾーン ☐ 工業系市街地景観ゾーン ☐ 沿道系市街地景観ゾーン ☐ 田園・緑地景観ゾーン ☐ 自然景観ゾーン
		都市景観促進地区	☐ 静岡駅周辺ゾーン ☐ 清水駅周辺ゾーン ☐ 東静岡駅周辺ゾーン ☐ 草薙駅周辺ゾーン ☐ 駿河区役所周辺ゾーン ☐ 安倍川駅周辺ゾーン
行為の期間	着手予定日	令和2年4月20日 完成	
設計者	住所（所在地）	静岡市葵区御幸町〇番〇号	
	氏名（名称及び代表者氏名）	〇〇一級建築士事務所	
	電話番号	054-221-〇〇〇〇	
工事施工者	住所（所在地）	静岡市葵区御幸町〇番〇号	
	氏名（名称及び代表者氏名）	〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
	電話番号	054-221-〇〇〇〇	
連絡先	住所（所在地）	静岡市葵区追手町5番1号	
	氏名（名称及び代表者氏名）	〇〇一級建築士事務所 代表取締役 〇〇 〇〇 担当者:〇〇 〇〇	
	電話番号	054-221-〇〇〇〇	
敷地内における行為の種類	建築物	☐ 新築 ☒ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更）	
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更）	

規定により、関係図書

地区の区分については2ページをご覧ください。

届出日から30日間は工事着手ができません。そのため、着手予定日は、届出日から着手予定日まで、あいだ30日以上あけた日付をご記入ください。

4/1

届出日

あいだ30日

5/2

着手日

市からの問い合わせ等をご担当される方のお名前をご記入ください。

「敷地内における行為の種類」では、新築/増築の別は、建築物確認申請と同様に、敷地単位で区分してください。

〇〇の事項については、該当するものにレを記入してください。

10

工作物の場合は「工作物別の概要」を使用してください。

敷地内に届出対象となる建築物が複数棟ある場合は、建築物ごとに「建築物別の概要」を提出してください。（建築物の棟数分）
その場合、2棟目以降は「敷地及び敷地内の建築物の概要」は記入不要です。

(建築物)
敷地及び敷地内の建築物の概要

	届出部分	既存部分	合計
敷地面積	5,489.0 m ²	－ m ²	5,489.0 m ²
建築面積	832.0 m ²	2,440.0 m ²	3,272.0 m ²
延べ面積	4,992.0 m ²	7,320.0 m ²	12,312.0 m ²

建築物別の概要

建築物別の行為の種類	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替）		
用途	事務所		
構造	鉄筋コンクリート 造（一部 造）		
建築面積	832.0 m ²	延べ面積	4,992.0 m ²
最高の高さ	21.5 m	階数	6 階
屋上に設置する建築設備の種類及び高さ	高架水槽 3.0 m その他（空調室外機・キュービクル） 2.2 m・2.5m		

ここでは、敷地単位ではなく建物ごとの行為を選択してください。
敷地内で新たな棟の建築や別棟増築は「新築」、既存建築物にくっつける建築（同一棟増築）は「増築」を選択してください。

この欄は、行を追加いただいて構いませんので、なるべく詳細に、部位ごと記入ください。

修繕若しくは模様替又は外観の変更	立面の各面の合計面積	－ m ²		
	外観の変更に係る部分の見付面積	外壁（窓面の開口部を含む）	－ m ²	－ m ²
		－ m ²	－ m ²	－ m ²

この欄は、修繕や色彩の変更等の場合のみご記入ください。
※新築・増築等の場合不要

外観の色彩	仕上げ（材料・方法）		色彩（マンセル値）
	屋根材	露出アスファルト防水	N6
	外壁材	押出成形セメント板フッ素樹脂塗装	10YR 8/
	（外壁低層部）	磁器質タイル張り	10YR 5/
	アクセント色	アルミパネル	5YR 6/14

アクセント色とは、色彩の制限を超える色彩のことです。
意匠的なアクセントとして、各面ごと見付面積の1/5未満まで使用可能です。

アクセント部分の面積		アクセント部分の面積	見付面積（開口部を含む）	見付面積（開口部を含む）÷5
	東立面	－ m ²	－ m ²	－ m ²
	南立面	24.0 m ²	1248.0 m ²	249.6 m ²
	西立面	－ m ²	－ m ²	－ m ²
	北立面	－ m ²	－ m ²	－ m ²

この欄は、アクセント色を使用する場合のみご記入ください。
アクセント色を使用しない場合は記入不要です。

屋外広告物の有無 ☒有 ☐無

〔添付書類〕

☒景観チェックリスト（様式第2号） ☒付近見取図 ☒配置図 ☒外部仕上げ表
☒平面図 ☒断面図 ☒外構図 ☒周辺状況写真 ☐着色立面図 ☒その他（カラーパース）

（注）

- この面は、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観若しくは模様替又は色彩の変更をする場合に添付してください。
- の事項については、該当するものにレを記入してください。
- 仕上げ（材料・方法）欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。
- アクセント部分の面積欄については、色彩の制限を超える場合に記入してください。

添付書類については、8～9ページを参考にご用意ください。

届出日と同日にしてください

様式第2号（第3条関係）

令和2年3月1日

景観チェックリスト

1 良好な景観の形成のために配慮した事項について

(1) 地域特性や周辺環境の解析

静岡市の中心部に位置し、周辺には中高層のオフィスビルや店舗ビルが多く建ち並んでおり、商業地域としての賑わいが見られる。

敷地南側には公園があり、市街地のなかに潤いを与えている。

敷地北側の県道沿いは官公庁施設が立地しており、都市拠点となっている。そのため歩行者・自動車ともに交通量が多い。

(2) 敷地内配置計画及び周辺環境への景観配慮事項

県道に面した壁面の位置を周囲の建ち並びに揃え、まち並みの連続性を維持した。

高層棟部分は道路や公園との境界からセットバックして、圧迫感を低減させた。

敷地西側には公園の延長線上として、南北に通り抜けできるオープンスペースを整備し、地域の回遊性の向上を図った。

(3) 建築物等の景観に対するデザイン・コンセプト（屋根及びスカイライン並びに外壁等）

周辺の建築物との調和を図るため、外壁は茶系色の落ち着いた色彩とし、基本となる

色は既存の駐車場棟と同じ色彩とした。低層部分には少し明度を下げたタイルを使用

して意匠に変化をつけることにより、長大な建物のイメージが軽減されるよう配慮した。

また、高さを周囲のオフィスビルなどと揃え、まち並みのスカイラインを保った。

外構計画及び敷地内緑化に対する景観配慮事項

敷地内にあった既存の中高木をそのまま生かし、また、接道部やオープンスペースにはシンボルツリーを設け、憩いのある空間形成に努めた。

部分的に壁面緑化・屋上緑化を取り入れることにより、立体的に広がりのある植栽計画とした。

(5) 設備計画における景観配慮事項（屋外設置機器類の配置等）

空調室外機やキュービクルは、前面道路や公園から直接望見できないよう、建物屋上の中央に配置し、また、周辺の高層建物からも目立たないよう、周囲に目隠しルーバーを設ける計画とした。

(6) その他特に景観形成に対し配慮した事項

室外機やキュービクル等の配置がわかるよう、配置図や平面図等で明示してください。

また、ルーバーやフェンス等のカタログ等がございましたら添付してください。

※ 助言、協議事項

(注)

1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 次ページ以降は、行為を行う地区及び行為の種類に該当するチェックリストのページのみ添付してください。

シンボルツリーの植栽や、緑化率がわかるよう、外構図、緑化図等で明示してください。

「都市景観促進地区」のチェックリストは別の様式になりますのでご注意ください。

2 景観計画区域内（土地利用別地区）における基準について

（1）建築物及び工作物（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔、携帯電話等の基地局などの鉄塔類及び土地に自立した太陽光発電設備を除く。）

配慮指針	景観形成基準	チェック欄					
		住居系	商業系	工業系	沿道系	田園・緑地	自然
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる。	次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源・景観資源の状況等を読み取り、施設計画に反映させること。						
	地形や水辺、景観形成に資する色相や彩度	✓					
	地域の歴史や景観形成に資する色相や彩度	✓					
	前面道路の形成に資する色相や彩度	✓					
	前面道路の周辺に資する色相や彩度	✓					
	建物の規模や景観形成に資する色相や彩度	✓					
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする。	建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。	✓					
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。						
	公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。	✓					
	隣接する敷地等が生け垣などでしつらえられている場合は、その連続性を確保する。	✓					
	水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間形成を図る。	✓					
	里山などの山並み、自然資源との一体的な空間形成を図る。						
景観資源を保全する、引き立てる。	自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。	✓					
	景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。						
	緑化による修景を行う。	—					
	景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。	—					
	屋根やひさし、外構の設えなどが協調されたデザインを取り入れる。	—					
	屋根や外壁の色彩は、色相や彩度などを協調する。	—					
空の広さや開放感	富士山や市街地周辺の里山等への見通しを確保するような建築物の配置や規模・形態を工夫する。						
	建築物の屋上設備や塔屋は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。						

該当する「ゾーン」のチェック欄にご記入ください。
基準に適合している場合は「✓」
基準に該当しない場合は「—」を記入してください。

グレー部分は記入不要です。

本マニュアルでは、以降のチェックリストの記載例は省略しますが、届出においては、以降のチェックリストも同様に作成し、届出に添付してください。

工作物パターン1の場合

1/地区の区分

2/届出の対象

3/色彩の基準

4/手続きフロー

5/各種手続き

6/必要書類

7/記入例

様式第1号（第3条関係）

景観計画区域内における行為の届出書

「届出者」は、建築主や所有者など、当該行為を行い維持管理の責任を負う者としてください。
※設計者・工事請負者は不可

令和 2 年 3 月 1 日

工作物確認申請等の30日以上前に届けてください。
（工作物確認申請等を要しない場合は工事着手の30日以上前）

「用途地域」「都市機能誘導地区」「景観計画重点地区」は、静岡市HPから確認できます。（3ページ参照）

住所 静岡市葵区追手町5番1号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 静岡 太郎
電話 054-221-1049
押印不要

用途地域をまたがっている場合は両方の地域を記入してください。

建築物等の名称	(仮称)〇〇〇〇事務所棟		
行為の場所等	地名地番	静岡市葵区紺屋町〇番〇号	
	用途地域	☒ 市街化区域（ 第一種住居地域 ） ☐ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区域外	
	都市機能誘導区域（集約化拠点形成区域）	☐ 区域内（ ）地区 ☒ 区域外	
景観計画の地区等	景観計画重点地区	— 地区	
	一般地区	土地利用別地区	☒ 住居系市街地景観ゾーン ☐ 商業系市街地景観ゾーン ☐ 工業系市街地景観ゾーン ☐ 沿道系市街地景観ゾーン ☐ 田園・緑地景観ゾーン ☐ 自然景観ゾーン
		都市景観促進地区	☐ 静岡駅周辺ゾーン ☐ 清水駅周辺ゾーン ☐ 東静岡駅周辺ゾーン ☐ 草薙駅周辺ゾーン ☐ 駿河区役所周辺ゾーン ☐ 安倍川駅周辺ゾーン

地区の区分については2ページをご覧ください。

行為の期間 着手予定日 令和2年4月20日

設計者

住所（所在地） 静岡市葵区御幸町〇番〇号
氏名（名称及び代表者氏名） 〇〇一級建築士事務所
電話番号 054-221-〇〇〇〇

工事施工者

住所（所在地） 静岡市葵区御幸町〇番〇号
氏名（名称及び代表者氏名） 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 054-221-〇〇〇〇

連絡先

住所（所在地） 静岡市葵区追手町5番1号
氏名（名称及び代表者氏名） 〇〇一級建築士事務所 代表取締役 〇〇 〇〇
担当者:〇〇 〇〇
電話番号 054-221-〇〇〇〇

敷地内における行為の種類

建築物 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転
☐外観の変更（☐修繕 ☐模様替 ☐色彩の変更）
工作物 ☒新設 ☐増築 ☐改築 ☐移転
☐外観の変更（☐修繕 ☐模様替 ☐色彩の変更）

届出日から30日間は工事着手ができません。そのため、着手予定日は、届出日から着手予定日まで、あいだ30日以上あけた日付をご記入ください。

4/1 届出日 --- あいだ30日 --- 5/2 着手日

市からの問い合わせ等をご担当される方のお名前をご記入ください。

「敷地内における行為の種類」では、新築/増築の別は、建築物確認申請と同様に、敷地単位で区分してください。

〇の事項については、該当するものにレを記入してください。

14

(2) 工作物（擁壁に限る。）

配慮指針	景観形成基準	チェック欄
場所性・地域性を 読み取り、施設計 画に反映させる。	無機質な仕上げとならないように、次のような工夫を行う。	
	擁壁の前面に植栽を施す、又は法面緑化等を組み合わせる。	
	自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。	

(3) 工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう及び横断歩道橋等に限る。）

配慮指針	景観形成基準	チェック欄
場所性・地域性を 読み取り、施設計 画に反映させる。	高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。	
	雨どい、配管、その他設備類が目立たないように工夫する。	

(4) 工作物（送電鉄塔、携帯電話等の基地局などの鉄塔類に限る。）

配慮指針	景観形成基準	チェック欄
場所性・地域性を 読み取り、施設計 画に反映させる。	周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。	✓

該当する工作物のチェック欄に記入してください。

(5) 工作物（土地に自立した太陽光発電設備に限る。）

配慮指針	景観形成基準	チェック欄
場所性・地域性を 読み取り、施設計 画に反映させる。	眺望地点からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮蔽などを施す。	
	静岡市景観計画第2章で位置付ける「市街地を囲むみどりの景観軸」の山地・丘陵地及び風致地区を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、市街地から見えないよう配置の工夫や植栽等による遮蔽などを施す。	
	道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮蔽などを施す。	
	太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にしよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。	

都市と自然と人が調和し 心地さが感じ続けられるまち



協議・届出窓口

静岡市 都市局 都市計画部 景観まちづくり課 都市景観推進係
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 7階

TEL : 054-221-1049

FAX : 054-221-1294

E-Mail : keikan-machidukuri@city.shizuoka.lg.jp

検索キーワード

「景観計画区域内における行為の届出マニュアル」について

検索

「静岡市景観計画」について

検索